

れてから警察法施行の日の前日までの間における国家地方警察に関する必要な経過措置並びに警察庁における臨時待命の特例等について附則で規定いたしました。

第四に、調達庁、文部省及び厚生省におきまして、事務の縮小に相当の期間を必要とするものにつきましては、それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期間を限り、附則で経過的に新定員に附加して認めることとしたしました。

第五に、定員の縮小に伴いまして、附則で十五カ月を限り、新定員を超える員数の職員を定員の外に置くこととしたしましたが、これは昭和二十九年度中において人員整理を行うことを原則といたしましたが、例外として事務の特殊性により、来年度に跨がる場合を考慮いたし、実人員の整理を円滑に実施するための措置であります。

第六に、先に申し上げましたように、今回の人員整理におきましては、このたびの法律の改正に伴い、定員又は配置定数を超えることとなる職員で、配置転換が困難な事情にあるものについて必要がある場合に臨時待命の制度を設けたのでありますが、この臨時待命を承認し、又はこれを命ずることのできる期間、その身分と職務との関係、臨時待命の期間、その効力、臨時待命職員の受けるべき給与及び恩給法上の取扱等につきまして、附則で必要な規定を設けると共に、臨時待命職員を定員外とする旨を規定いたしました。

のであることを明らかにしますと共に、郵政、国有林野、造幣、印刷、アルコール専売のいわゆる政府五現業の職員で労働組合を結成し、又は加入できない職員が臨時待命となつた場合には、主として給与の關係から臨時待命期間中でも組合を結成し、又は加入できないこととしたしました。

第八に、会計検査院及び法制局についても、会計検査院においては予算の減少に伴い、法制局においては法制局設置法で規定する定員の縮小に伴い、配置定数を超えることとなる職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、行政機関に準じて臨時待命の制度を設けることとしたしました。

第九に、このたびの人員整理におきましては、定員法に定める職員のほか、地方自治法附則第八条に規定するいわゆる地方事務官及び技官についても整理を行うこととしたし、又警察庁が充てたいたした場合には、国家公務員である警察職員で都道府県警察に勤務するものについても整理を行うこととしたしましたが、以上はいずれも国家公務員でありますので、これらの職員に対しても臨時待命を行ひ得ることとしたし、会計検査院及び法制局と同様の規定を設けることとしたしました。

○議長(河井彌八郎) 只今の題旨説明に対し質疑の通告がございます。順次発言を許します。大谷實雄君。

〔大谷實雄君登壇、拍手〕
○大谷實雄君 私は自由党を代表いたしました。只今上程せられました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、二、三政府の所見を質したいと思ふのでございます。

我が国現下の国情は、政府も国民も共に、真にあらゆる面におきまして勤儉力行、経済の自立を達成し、国家再建の途を挙げなければならぬ重大なときでございます。殊に財政の圧縮を要といたします今日、中央地方を通じて行政の規模を徹底的に革新し、その簡素合理化を図り、事務能率の増進の途を挙げまして、以て国費の節減をなし、国民の負担を軽からしめ、又世論の動向であります。吉田内閣が果次に亘つて行政機構の改革をなし、行政整理を行ひ来たりましたことは、この世論に應えんとしたためであり、心ある国民のこれを認むるところであります。

さて、今回政府から提案されました本法案は、いづれ担当の委員会におきまして、周到詳細に亘つて御審議のあることと存じますので、私は先ず大局的な問題につきまして質疑を申し上げます。

先ず第一にお伺いをいたしたい点は、只今も御説明にございましたように、戦時中及び戦後を通じて、行政の規模は非常な膨脹をしておると思ふのであります。勿論新しい憲法下におきまして、社会福祉というよりな面におきまして、或る程度の拡大は止

むを得ないにいたしましたとしても、占領行政の強い影響によりまして、国力以上の過大な行政規模に膨脹をしておると思ふが、政府は如何にお考えでありますか。又従つて国家公務員の数におきましても、戦前に比しまして、何度の整理にもかかわらず、非常な膨脹をしておると思ふのでありますが、これに對して如何にお考えでありますか。今日中小商工業者などは、非常な苦心をいたし、その業績が誠に危殆に瀕して居るような状態にあるのにもかかわらず、今日役人の数は、国民十四人に一人というよりなことを言われておりますが、今回の定員法改正によりまして人員整理が行われますが、これは全く徹底を欠いておる感じがするのであります。政府はこれを以て足りると思つておられるのであるかどうか。なお、この際伺つておきたいことは、一体今日の我が国の実力において、如何なる程度の行政規模が適正であり、且つ能率的形態であるとお考えになつておいでになるか。従つて又どれくらい定員が妥当であるか。この基本的な問題につきまして、お考えを承つておきたいのであります。

質問の第二は、行政改革に對しまする政府の信念とその態度であります。行政改革はいつの時代におきましても、どの内閣におきましても、生々やさしい事業ではございせん。従つてそのことを断行せんとしますためには、いよほどの確固たる信念を持たなければ到底できることではないのであります。政府は昨年八月以来、臨時行政改革本部を設けまして、徹底調査研究を進め、その改正を企圖しておられることは多とするのであるが、ともしますると終戦後再度に亘りまする改革に

おいても、最初のかげ声に比べて中途半端な感を抱かしめ、龍頭蛇尾の印象を国民に与える結果となり勝ちであります。今回の整理におきましても、六万余名のうち半数の三万余名は、警察制度の改正による余剰人員を含めておりまして、これを加えておるのでありますから、一般職の国家公務員は定員の四万余の整理率に過ぎないのであります。こういう非難を聞くのであります。政府当局の信念が後退しておる。こういう感じを与えるのであります。行政整理の音が挙げられますれば、その対象となる官衙、職員が猛烈たる反響をし、必死の抵抗をいたすことはこれ當然であります。特定利益は一般利益より強いという言葉がございしますが、行政整理は一般国民の強い要望ではありますけれども、特定利益の立場にありましますものは、なお一層強い意気込みを示すのであります。従つて国民全体の福祉の立場から一般の利益を図らんといたしまする政府が、それ以上の確固不動の信念を持たずしては、この難事業は成就するものとは思へないのであります。それと共に、行政各部門に對しまして率直に肚を割つて真の協力を求める誠意と努力を惜んでは、事の成就是期しがたいものと思ふのであります。行政改革を断行しようとする政府首脳部、殊にその本部長としての緒方副総理の所信を伺いたないのであります。

第三に、今回の整理におきましては、定員削減の基準ともいへば行政機構の簡素化といふことにつきましては、僅かに警察制度の改正に伴う定員の削減を挙げているほかは、人事院を

整理府の外局としての配置替をするという程度であります。その他の各省各庁の機構簡素化による人員削減といふことは考へておらぬのであります。又若し政府が引續いて相当数の人員整理を更に進行したいとするならば、只今申しました定員削減の基本的措置といふべき機構の簡素化による人員削減を目途とするのか。或いは専ら行政事務の整理によつての削減を図らうとするのか。或いは事務能率の増進によつて人員の削減を図らうとするのか。政府はいずれの削減方法を重点として考へて行こうとするのかをお示し願ひたいのであります。

第四に、今回の行政整理は見受けまするところ、我が国の現在極めて至難な経済状態を勘案をいたしまして、従前に大體の整理を進行することを避けて、各省各庁の事務の事情に依り、又整理期間に相当の余裕を設け、又行政整理の事務を円滑に行おうとする点につきましてはよく了承をいたしたのであります。人員整理の場合最も大きな問題は、申すまでもなく整理をされる人たちの救済対策であります。このことが妥当に行われなければ、却つて人員整理の意義を失ひ、徒らに人心の動揺を惹き起して、怨嗟不平の声を聞くことになる虞れがあります。政府はこれに對しまして万全の策を講じておられるか。次の諸点を明らかにせられたいと思ひます。即ち先に退職者に對しましては、特別待命制度が実施をせられましたが、その効果はどうであつたか。又今回の臨時待命制度は前の制度に比べまして、その条件が悪くなつておるのであります。このやうなことで、果してその効果を期待できるかどうか。又被整理者に對します就職斡旋等十分なる失業対策を立てて、整理される者の不安をなからしめなければならぬと思ひますが、これらの点につきまして、政府は如何なる対策を持つておいでになりますか。

第五に、政府は本法案の成立によりまして、行政機関職員定員をプラス・マイナスした結果、結局約六万人を削減しようとしておるのであります。これによつて政府は、昭和二十九年年度又は平年度におきまして、だけの國費の節約額を予定しておるのであります。退職者に対する退職金並びに臨時待命制度の適用などによりまして、差引き國庫の負担軽減となる額はどれほど見込まれておるのであります。臨時待命制度等で退職者に対する措置が一応はなりといたしまして、その結果國庫負担の面におきまして、さほどプラスがないといひます。ならば、このやうな措置によりまして、ややともすれば信賴すべき有能なる公務員が續つて民間側に転出するといふやうな現象を誘引する結果となり得るならば、一般公務員の質の低下を招来することとなり、角を矯めて牛を殺すの愚を來たすやうなことにはならないかどうか。この際定員の削減と國費節約の關係につきまして、明確なる御答弁を得たいと思ひるのであります。

最後に、政府は昭和二十四年の第一次整理並びに昭和二十六年、二十七年の第二次整理によりまして、相當の公務員の削減を図り、以て國費の節約に努力をして参りました点は、國民もこれを認めておるところであります。その半面には、毎国会において行政整理の声を聞くといふことは、多くの忠実にして勤勉なる公務員一般に對しまして、好ましからざる精神的な動揺を与へ、これがために一般公務員の公務処理に對する熱意を著しく冷却せしめ、かたがた綱紀の弛緩を招来するといふやうな芳しからぬ結果を招きおこさないか。再三省すべきであると思ひます。再思三省すべきであると思ひます。且つ能率的な行政事務の運営こそ、國民全体のひとしく望むところであらうと思ひます。従つて若し政府が、今後引續いて行政機構の徹底的簡素化を図る必要を認め、これを實行する考へであるといひます。ならば、國民に龍頭蛇尾の印象を与へたり、或いは官僚任せの束縛の華らない方法ではなく、政府はよろしくこの際、行政改革法を立法し、例へばアメリカにおけるフーバー委員会のような強力な對する我が國行政機構の根本的改革に對する審議機關を設け、且つこれに十分なる時日を与へて、真に我が國に適合する全く新しい行政機構を立案樹立いたしますと共に、國情に相當する適正なる公務員の定員を定め、以て國民の熱烈なる要望に應えるべきであらうと思ひます。政府において果してその決意ありや否や、この際、政府の所信を承わりたいと思ひます。(拍手)

【國務大臣(幣方竹虎) 答へた】
○國務大臣(幣方竹虎) 答へた
政府は我が國の行政機構はどの程度が適當であるかと考へておるかという御質問であります。行政機構が国力と調和のとれたものでなければならぬといふことは、只今大谷さんの御指摘のとおりであります。ただ行政機構の大きさを數量的に表現いたしますことは必ずしもないのであります。我が國の自主獨立の體制を確立いたしますと共に、進んで国力の回復を増進するためには、一層重点的且つ能率的な行政が行われることが必要であると考えております。その意味におきまして、機構、人員及び運営の各方面におきまして、常に簡素、合理化に努める必要があると考へておるものであります。今回の行政整理も又この線に沿つて検討した結果のつもりであります。

それから次に、行政機構改革に關する政府の所信はどうだという御質問であります。我が國にふさわしい簡素な行政機構を確立し、併せて國民負担の軽減を図ることが行政改革に對する政府の考へ方であり、今回の行政機構の改革は、まだ政府といひましたも十分なものとは考へておりません。これにつきましては、引續き行政機構改革本部を設置し、更に檢討を加へて参るつもりでございます。それから、行政機構の改革は、官僚だけを集めても何もできない。フーバー委員会のようなものを作る考へはない。かたがた御質問であります。行政改革につきましては、政府におきましては御了承の通りでありまして、米國のフーバー委員会のような構想も一応の参考として考慮に値するとは考へております。が、アメリカと我が國とは國情も異なり、直ちにフーバー委員会の方式等を我が國に採用することが適當であるかどうかといふことは、検討の余地があるように考へております。従ひまして政府としては、従来の行政機構に關する諸審議會方式の運営につきまして、更に檢討を加へ、今後における運用の改善合理化に意を用いるようにいたしたい。かやうに考へております。

爾來の御質疑に對しましては、所管大臣からお答へ申し上げます。(拍手)
【國務大臣(幣田十一郎) 答へた】
○國務大臣(幣田十一郎) 答へた
最初に、戦時中、戦後を通じてどれくらい行政規模が膨大になつたかといふことを簡單に數字を以て申し上げます。先ず機構の面でございますが、昭和七年の機構と現在の機構とを比較したて見ますと、省の数は昭和七年に十一省、但しこれは陸海軍を除いておられます。現在は一府十一省といふことになつておるわけであり、外局が十九であつたものが二十九に増加したております。内局が六十四であつたものが七十五になつております。都と稱するものが四十三ありましたが八十九になつております。課は非常に増え、三百六十七課が現在九百二十七課といふことになつておる状態であり、従つてこれで見まして、この局部課あたりに、かなり整理をすべきものがあるのではないかと考へておるわけであり、また、それから人員の數であります。この比較は非常に困難なものでありますけれども、大體現在の人員を頭に置き、それに対比する昭和七年の人員を見て参りますと、今の状態は二倍八分から約三倍程度まで膨大になつておるといふことが申し上げられると思ひます。

なおこの機会に、ついでに国民に対して官公吏の数がどのくらいおるか。数字を簡単に申上げますと、中央地方を通じて全公務員は、日本の場合には国民四十七人に對して一人の割合になつておりますが、これは例へばアメリカでは四十三人に對して一人、イギリスでは三十八人に對して一人、フランスは二十三人に對して一人というやうな数字になつておつて、この数字から見ます限りにおいては、必ずしも日本のこの公務員の数が非常に他の国と比例して多いということではないやうに感じられるわけでありまして、たゞ国力と比較して、やはり私もはもう少し整理する余地があると考へておるわけでありまして、

それから「年度の整理がどういふことを頭においてやつたか。機構が事務の整理か。それとも能率を上げるということか」といふことでありますが、勿論全部が年度の整理の要素の中に入つておるわけでありまして、併し当初の構想では、機構を簡素にする。それから事務を整理するということが整理人員を出して来よう。こういう構想で行きましたのでありますが、機構の面が非常に困難がありまして、まだ完全な結論に到達いたしておりません。従つて年度の整理には、機構の部分は極く断片的に小部分のものが取り上げられておるだけでありまして、従つて機構改革に伴う整理は、今後機構の改革と併つて、新らしくこれに追加されるべきものとして考へておるわけでありまして、それからして事務の整理でありますが、これも今日の国家としても国がやらないでいいものは、なるべくはずしてしま

おうといふことを頭において、いろいろ検討いたしたのでありますが、なかなかこれ十分に行われておりません。併しその面は、一つは法令整理の面でも相当程度、近々結論が得られるところまで進んでおります。それからして法令に根拠を持たせません事務でありまして、いわゆる内部管理事務と称するもの、例へば人事事務、会計事務、庶務事務、それから統計などの事務にも、非常にたくさんあるの部局が、別々の目的から同じ統計を民間に要求をいたしましたり、又下の部局に要求したりする弊が非常にあると考へられまして、こういう面でもかなり事務の整理ができるのじやないかという面を検討いたしております。

それから事務処理方式の合理化の点であります。この一つといつたしまして、なるべく出先機関に権限を委譲する。御承知のように、今日非常に中央に陳情に出て来る弊が多いのでありますが、これは出先機関が十分権限を持つておりませんために、中央まで来ないといふ問題が片付かないといふことが非常に影響しておると考へられますので、権限をなるべく最大限に国の出先機関に委譲して、出先で事務を整理するといふことによつて、中央の人員の削減ができるのじやないか。それから中央の事務の運営の工合を見ておりますと、非常に一つの事務柄に各省間又各都府間で、お互いに共管をしておりまして、一つの書類に非常にたくさんさんの判を捺さないと、最終決裁に行かないといふ弊があるといふことは極めて通俗に指摘されておりますので、そういう面の責任の局部課をはつきして、なるべくこの関連のものを少くして能率

を上げるといふことにしたらいのじやないか。こういうふうに考へておる面もあります。それからそのほかに一般の職務能率の向上も勿論期待をいたしておるのであります。これは実はじつと外から見えておつたものでは、どこに無駄があるかはよくわからないのであります。併し全体として考へれば、やはり現在の公務員の数に相當の無駄があるといふことは、内部的にも又外から見ても、これは常態化しておるのであります。これは常態化しておるのでありますからして、これはそれだけの担当の御協力を得て、どこに無駄があるといふことを十分検討して頂いて、更にそこから能率を上げて行つて頂く。なお、その面におきましては、人間をもう少し機動的に使つて頂くといふ工夫を併せて考慮して職務能率の向上をして頂きたいといふことを考へておるわけでありまして、

それから「年度の整理でどれくらい予算の削減になるか」といふことでありますが、昭和二十九年年度の予算におきましては、待命でありますとか退職金の支出がありますために、予算の上には殆んど削減はありません。二億か三億程度の削減があると考へておりますが、殆んど見るべきものはないのであります。併しこれが平年度化して参りますと、一般会計、特別会計の両会計を通じて約六十八億圓、これに警察制度の改正による分八十三億圓程度計上されますので、合計約百五十一億圓が年度の整理が完全に終つて平年度化する場合には削減が考へられるわけでありまして、

五日で締切りました結果、九千百六十人の特別待命者ができております。今度の臨時待命制度が特別待命の制度よりも条件が悪くなつておるといふ点であります。これは今度の臨時待命、つまり待命によつて場合によつては強制的である、強制しておやめ願ふこともできるという考へ方が、待命制度の本来の考へ方でありまして、従ひまして待命の条件をどうするかといふことは、今度の臨時待命を頭において考へましたのであります。従つてそれよりも前に自発的にやめて頂くといふ考へ方でありましたために、特別待命のほうが、若干臨時待命制度よりも条件がよかつたといふ關係になつておるわけでありまして、併し今度の臨時待命の条件程度で、私どもは十分目的が到達できるのじやないか。こういう考へ方をいたしております。(拍手)

○議長(河井廣八君) 千葉信君。

千葉信君登壇、拍手。

○千葉信君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題となりました政府機関職員定員法の一部を改正する法律案に對し、首相並びに關係閣僚に對して若干の質問をするものであります。

自由党内閣は、昭和二十四年以来今日まで大小とりまぜて実に九回に及ぶ定員法の制定、改正を行なつて来ておるのであります。その目的とするいはゆる行政整理は、言つてただの一度も成功したためしがなく、これは、あえて世評に待つまでもないところでありまして、

由來、行政整理の目的とするところは、それによつて人員の適正化を図

り、国民負担の軽減を約束し、併せて行政機能の能率化を期待し得るものでなければなりません。この建前から言へば、毎年々々、馬鹿の一つ覚えのやうに行政整理を口にしたがら、一体今日までの実績はどうでありまして、

例へば昭和二十四年六月定員法制定当時の定員数は八十九万七千四百九十九人でありましたが、今日七十一万四千五百四十六人となつておるのであります。而もこのうち電々公社設立によつて、而もこの公共企業体移行の分十五万三千二百五十四人を計算いたしますと、その差は二万二千九百四十九人に過ぎないのであります。この二万二千九百四十九人が、確實にそれでは削減されたかと言へば、これ以上の人員が実は資金要員としてその穴埋めが一方において行われておるのであります。かくのごとき度重なる失敗の根柢は、機構の根本的検討と事務の簡素化を一切省略して、ただ単なる首切りに終始したからにはかならないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。然るに政府は、今回も又その愚を繰返えそうとしておるのであります。則ち何故に政府は、今折角臨時行政改革本部を設けて審議中だといふのにその結論を待とうとしなかつたのか、又今その協議内容はどの程度に進んでおるか。副総理からその内容についてお答えを願ひたいのであります。

次にお尋ねしたい点は、政府はこの定員法によつて、所期の目的を達し得ると考へているかどうかといふ点であります。行政機構改革について厳密な検討もなく、事務再配分についての方針もないままに提出された本法案は、当然の結論として又しても天引整理と

なりまして、その結果として起ること
は賃金要員の増大か、さもなくば超過
勤務手当の増額か、そのいずれかに逃
避することは明らかであります。去年
七月行われました定員法の改正では差
引四千七百六十六人を増員し、これに
対する提案理由の説明によりまして
ば、即ち、定員の増加と申しまして
も、現在在職する賃金要員の定員法上
の措置によるもので、職員の純増は、
実際には殆んどないものということが
できるものであります、ということであ
りました。今回のやり方はこれとは逆
に、定員の縮減と申しまして、定
員法上の措置に過ぎないのであります
て、その必要欠くべからざる事務に対
しては、賃金要員を以てこれに当てる
所存であります、というのが本音では
ないか承わりたいのであります。更に
又いま一つの問題は、在来より来つた
政府の方針によれば、無計画な官切り
をやる。それでも不足を生じたところ
は賃金要員を当てる。それでも足りな
い分については超過勤務を以て賄つて
来ているのであります。而もこの超過
勤務手当については、年々増大し、今
日においては給与総額に対して一三%
以上を別に計上しなければならぬとい
う実情であります。この超過勤務手
当については、むしろこれを定員化す
べしという意見さえあるのであります
るが、定員化するとすれば、少くとも
現在員に対して一割以上の定員増加を
行わなければならないのであります。
この状態は何を意味するかと言へば、
機構の改廃、事務の簡素化を行わな
い限り行政機関内における仕事の総量
は、定員プラス賃金要員プラス超過勤
務手当となるのであります。而も賃金要

員は、示された今回の政府の資料によ
りまして、現在四十四万七千四百九
十二人を数えております。仮にこのう
ち例えば最も多数を占める作物調査
員、作物報告員、顧問、或いは単純勞
務者、季節的なものを除いても、な
お八万八千人程度は定員内職員と区別
することの困難な職種であり勤務条件
のものであります。これでは政府の言
う行政整理は、行政整理そのものに目
的があるのではなく、他意図するこ
ころがあつてのことであると言つても
過言ではありません。一体、政府は、こ
の法律案制定によつて賃金要員の増
大、或いは超過勤務手当増額の不可避
な状態にどう対処するのか、はつきり
とその御方針を承わつておきたいので
あります。

次に労働大臣にお尋ねをいたしま
す。首切りをやる以上、その対策をど
う立てているかという点であります。
耐乏予算を執行する以上、それによる
極端な犠牲性に対しては、これを救済す
る対策をとることが政府の責任である
と同時に、首切りを敢行する以上は、
これを受入れる方策が立てられていな
ければなりません。特に耐乏予算、金
融の引締めによつて起る著しい特徴は
雇用の縮小、失業の増大であります。
財政投融資五百四十億の減少が造船、
建設に及ぼす影響を見ても、金融の引
締めによる賃金不払、中小企業の倒産
も、すでに現実の問題として現われ始
めております。かつて公共事業費で吸
収できました分、公共事業費の減
額によつて大よそ十四万人の労働人口
が都市に影響の及ぼすことも明らかで
あります。そこへこの定員法によつて
職を追われる人々、公共企業体や地方

を含めて約十五万人に及ぶ失業者が放
り出されるとしたら、今でさえ政府の
発表によつても、完全失業者四十四万
人、不完全失業者六百万人を超えてい
るとき、労相は本年度失業者数をどの
程度と考え、政府は如何なる具体策を
持つていのか承わりたいのでありま
す。

次に厚生大臣にお尋ねをいたしま
す。今回の三党協定による予算によつ
て、国立病院に対して一千台の結核病床
分が計上されたのであります。これは
全く増床分でありまして、この増床に
伴う経常費はどうなるのか。食糧費、
用品費、医療費及び人件費その他で、
第四半期分だけといたしましても四千
七百万円を必要とするし、人員におき
ましても医師四十名、看護婦その他で
四百名はこの修正によつて増員を必要
とするはずであるが、厚生大臣は、こ
の点について如何なる方針で対処され
るおつもりであるか。この修正に込め
られた厚生大臣として、所信を承わり
たいのであります。

次は大蔵大臣にお尋ねをいたしま
す。今日、造船修繕、第七次造船に見
る不当支出の問題、或いは災害復旧補
助費の不当なる支出については、会計
検査院による摘発は飽くまでも事後指
置であつて、予算執行の不正防止に当
る機関としては、会計法第四十六条に
基いて財務部主計課及び財務局あるの
みであります。然るに、大蔵大臣はこ
れらの機構を整備して一層その強化を
要すべき今日、これらの要員に対して
は、他に比べて約二倍に当る八・八%
の整理率を以て五百七十五名の整理を
行わんとしていることは了解に苦しま
ざるを得ません。大蔵大臣は予算執行

の不正防止に対して、今日以上に強化
の必要がないと考えているのか承わり
たいのであります。

次は建設大臣にお伺いいたします。
非常勤者が一番問題になるのは建設省
であります。建設省には、準職員が五千
八百八十四名、補助員が八千三百七十
二名、いずれもいわゆる傍人夫と呼ば
れる常勤の非常勤者であります。これ
らの人々の大多数が単に定員法のわく
外にあるだけで、その勤務態様も、実
際勤務の状況も、他の職員と区別があ
りません。而も工事費支弁となつてお
ります。而も、実際には工事工程には関
係がない。工事費が純然たる工事施行
の費用であるという建前から言へば、
本来行政部費で賄うべきものでありま
す。然るにこの問題を解決しようと思
へ、今回更に一万七千八百八十名に対
して、七百七十九名の大数量整理を行わ
んとしているのは、更に工事費支弁を企
むものではないか。建設大臣の所信
を伺いたたいのであります。

次に、農林大臣にお尋ねをいたしま
す。昨年七月、会計検査院より第七
十二号を以て改善意見が通達されてお
ります。これによつても明らかな
ように、災害復旧工事及び工事費の査
定の杜撰或いは現場検査が行届かな
いため、粗漏工事が見逃がされている
事実を挙げております。このことは農
地局の定員を見ても肯定できるのであ
ります。例えば直轄事業費は二十八
年度は九十九億八千四百万円、二十五
年度は十六億八千四百万円、約五・九
倍になつておりますが、定員は逆に
三分の二に減ぜられております。実際
に現地査定に当る者は全国で僅かに
四十数名に過ぎません。而も災害箇

所は二十八年度七万カ所とありまし
ては、不正工事が跡を絶たないのは
当然でございます。農林大臣は、復旧
工事の不正を防止するために如何なる
具体策を持つておられるか、承わら
たいのであります。

なおこの際、副総理にお伺いしてお
きたいことは、恩給法の問題でありま
す。昨年十一月、人事院から出されま
した勧告は、過去六年に亘つて国家公
務員法に基いて勧告され、而も慎重に
検討された成果であります。公務
員諸君は、一日千秋の思いを以てその
制定を待ち望んでいたのであります。
この制定こそは、薄給に補められた公
務員にとつて、一方が在職中の生活を
保障するものなら、これは退職後の生
活のそれであり、行政能率を高揚する
二本の柱とも言うべきものでありま
す。姑息な特命制度等によつて、目前
の首切りを策するよりも、公務員をし
て安んじて職務に邁進、挺身して国民
に奉仕せしめるためにも、この勧告を
一日も早く制定することこそ政府に課
せられた任務であると思ひが、一体い
つ提案するのか、なぜ遅れているのか
明らかにせられたいのであります。

以上の質問によつても明らかなよう
に、政府は行政整理に関する限り、未
だ成功したためしもなく、而も成功の
確信もなくして再び提案をして参りま
した。そこには空前の大規模事件に当
面しながら、而も将来に向つてこれを
防止する機構は、却つて不用意に減員
し、政権維持のための三党修正にあつ
ては、病床だけ一千台増やして、これ
に対する経常費を忘れ、災害復旧工事
に対する不正の防止又然りでありま
す。かくのごとき行政整理本来の目的

本年一月七日、アイゼンハワー大統領は議院に提出した五年度予算案の中で、陸軍費四十億ドル、海軍費八億ドルを減額し、空軍費と原子爆弾に關する予算を八億二千万ドル増額して、次のように説明しております。即ちアメリカは、今後地上兵力は縮小して海外同盟國の増強に期待し、米國自身は空軍と原子爆の発達による遠距離からの戰術的攻撃力の増強に主力を注ぐと云うのであります。そして一月十四日付ワシントン・ポスト紙は、この間の事情について、アメリカは過去において歐洲の盟友國に対してデフレ政策を採用し、もつと再軍備を進めることを要求したが、歐洲諸國は耳をかさず、手を焼いているので、吉田内閣の新政策には非常に満足し、アメリカ外交の主要なる勝利だと報じているのであります。又同じくクリスチャン・サイエンス・モニター紙は、日本政府が突如として耐乏予算を編成することを決意したが、これは米國がアジアにおいて主要な外交上の勝利をしたことを意味し、同時に西太平洋におけるアメリカ國防上の利益に対する一つの脅威が除去されたことを意味するものであると報じているのであります。いわゆるニールツクと称せられるこの転換した

のとりべき態度かどうか。無駄はむしろそこにあります。真の国費の節約は、勤勉な公務員を首切ることではなく、その無駄を省くことであります。今や民心を離れた首相の外遊も無駄の一つであります。

以上、首相の反省を促して私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣(緒方竹虎君) お答えいたします。

今回の行政整理は天引の首切りではなくて、御質疑であります。今回の定員整理に当りましては、事務手続の簡素化、能率の向上、機構改革等による余剰人員を見通しまして、その整理を眼目とするものであります。いわゆる天引整理ではないのであります。そうして人員整理の方針につきましては、行政審議会の答申を参照いたし、且つ行政改革本部で慎重に審議を行なつて決定したものであります。それは各省庁の実情に応じ、事務手続の簡素化、能率の向上等の措置を考慮しながら、各職種の事務量に即応して決定したものであります。行政機構改革本部では、党の行政整理委員会と緊密なる連絡をとりまして、一応中間的な結論を出したのであります。が、勿論これを以て十分な結果とは思つておりません。今回法案として御審議を願ひまするのは警察法の改正、又人事院の改組であります。今後、この機構改革につきましては十分の検討を續けて参る所存でございます。

なお、最後に恩給法の改正について御質問がありました。恩給法の全面的改正につきましては、影響すること

る極めて重大でありますので、近く整
足いたしまする公務員制度調査会にお
きまして慎重な検討をいたしまして、
結論を出したいつもりであります。
以上、お答え申し上げます。(拍手)
〔国務大臣小坂青太郎君登壇、拍
手〕
○国務大臣(小坂青太郎君) お答えい
たします。
今般の行政整理の結果、更に再就職
を希望いたします者につきましては、内閣
に被整理者の配置転換対策協議会を設
置いたしまして、その後の円滑なる転
職等につきまして図りたいと考えてお
ります。(名前だけじゃ駄目だよと
呼ぶ者あり) なお、再就職の斡旋を
担当いたします第一線機関でありま
する公共職業安定所におきましては、
被整理関係官庁或いは産業団体等より
なりする協議会を設置いたしました
り、就職の促進を図る考えであります
す。なお被整理者のうち、技能がない
ために非常に困難をしておるとい
う者につきましては、職業補導所の活用を
考えておる次第でございます。
なお、失業者全般につきましては
いろいろお話をございまして、現在四十
万人の完全失業者があり、六百万人の
不完全失業者があるというお話をござ
いしましたが、不完全失業者の定義とい
うものは非常にむずかしいと思いま
すけれども、私どもは不完全失業者が
六百万人あるというようなことを公表
した覚えはありません。衆議院で、た
しかたに記憶いたしております。最近
の状況はむしろ意外なほどございま
すが、決して減退を示しておらない

いのであります。例えば職安に参りまする求人数を見ましても、前年に比べて一割方増加を示しまして、求職者なる逆に五割程度の減少を示しておるといふ状況でございます。中学を卒業した者が、本年は二十二万四千八人卒業者が就職を希望いたしております。これに對して求人申込が二十七万人で、逆に求人のほうが五万人多いような状況になつております。こういう状況でございますので、来年度におきまする緊縮予算の關係もあり、投融資關係が渡つて参りまするから、若干雇用量の縮小といふことも予想されるのでございましては、むしろこれがブルのよきな形になりまして、従来の例から見ましても、日本の産業構造の特殊性から見まして、こうした緊縮予算即失業といふ關係になつて現われて来る事は、比較的少いのが過去の事例であります。併し政府といたしましては、決して雇用情勢を樂觀いたさず、又悲觀もいたしておりませんが、来年度におきますしては、失業保険において一割、失業対策事業において五分程度の実質的な支給額の増加を図りまして、機に應じて対策に遺憾なきを期したいと考へております。

以上を以てお答えといたします。

(拍手)

〔国務大臣・重光葵閣下登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵閣下) 結核対策の一環といたしまして、結核病棟の増床は、つとに私ども政府の要望し、又従来計画いたして参つた点でございます。二十九年度におきましては、財政等の關係から、これらの増床を九千床

といたしまして、国立療養所等、二十九年年度は政府の予算におきましては見込んでおられなかつたのであります。が、三党協定の修正におきまして、これらが一千床増床と相成つたのであります。

そこで今千葉君のお話のように一千床増床をいたしますと、或いは医療法等の関係から、医師四十三名、看護婦二百二十一名、その他百三十六名、合計四百名の当然の基準による増員を必要とするのではないかと、こういう御質問。併せて、本年度は建設費だけではないかという点でございます。従つてこの建設費だけの予算の修正でございます。大體の目標は、年度内に建設をいたして、明年度からこれを実施するといふ見解と存じます。これを有効に使うといふことは大變必要だと心得ております。幸い今回の行政整理におきましては、医師、看護婦等の特殊性に鑑みまして、これらの医師、看護婦を行政整理の対象から特別取扱といたしまして、その圏外に置いておきますので、従つてこれらの点も、建設が完了した次第、従来の機構等を十分利用して進めて参りたいと存じております。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小笠原三九郎君) 千葉議員にお答え申し上げます。
予算執行の監督が極めて重要であります。今回の整理に当りまして、その点を考慮いたしまして、職員、資質の向上、能率の改善を図り、定員減によりまして事務に支障を来さないよう措置することは勿論、厳に予算執行の適正を期する考えでございます。(拍手)

〔國務大臣保利茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(保利茂君) 今回の定員法改正で、農地局関係は中央地方を合わせた二百四十八名の減員を予定いたしておりますが、災害復旧関係の定員減は予定の中に入れておられないのでございます。又入れないつもりでおります。

建設省におきましては、御承知の通り地方建設局におきまして直接工事を施行しております関係から、相当数の労働者を使つておることも事実でございます。その中で、いわゆる技術労働に關係しない事務補助のような形で一部の人たちを事務方面に使つておることも御指摘の通りでございます。この点について、農地局建設局を監督いたしまして同時に、どうしても事務的に使わなければならないような必要最小限の方々につきましては、準職員といたしまして定員法の適用を受けて行きますよう、目下折角交渉中でございます。(拍手)

〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(堀田十一郎君) 過去幾たびかやりました行政整理が殆んど効果を挙げないのではないかと、御意見を承りますが、これは少くも事実を十分御了解願へないのではないかと申すのであります。整理の実際を申上げますと、二十四年の整理には十二万九千人、それから二十六年の整理には六万人、今回が六万人、比率で申上げますと、二十四年は一三・四％、二十六年が六・八％、今年が七・三％といふことになっております。併しそれにもかかわらず、いつでも整理したあとの、整理前の人員からこの整理人員を引いたものがそのまゝ次の整理の人員になつておらんことは事実であります。つまりその間に必ず増員があることもこれは御指摘の通りであります。併し私も、そういう非常に不思議な状態を、今度の整理をいたします場合に、何に原因があるかを検討してみ

まして、これはそれ／＼皆十分な事由があつて増員になつておるものであります。従つて事由があつて増員が起るだけに、整理できる部分は一層整理をしなければならぬ部分があると云えるのであります。そこで無理をして整理をするから増えるとおつしやるのでありますけれども、そうではないのであります。実情は、どこで増えていくかと申しますと、御承知のように企業体になつてゐるもの、今の公社、それから五現業、こういうものは事業量の増加で人間が増えるのは当たり前であり、御反対には恐らくなるまいと思ふのであります。その最も適例は、今度の整理で、私が所管いたしておる郵政省は六千五百六十八名の整理を予定しながら、三千九百九十二名の増員をやらなければならない。三千九百九十二名の増員をなぜしなければならないかと申しますと、一つは、公務法の適用関係から来る勤務業務のために約千五百名程度、それからして業務量の増加といふようなことで増えて参るのであります。こういうものが定員の中に入つておるから増えて来るのであります。もう一つは、企業体ではありませんけれども、例えば病院でありますとか、こういうものは企業体に準ずるものであつて、年々患者数が増える、仕事数が増えれば、これは増えること自体が、国民に対するサービスの増加になつておるのであります。それから、これは差支えないのじやないか。それからもう一つは、国民の数も、これは年々増えておるのでありますから、それに応じた増加といふものも或る程度はこれは必要じやないか。私どもが今熱心に整理をしなければならな

いと考へるのは、戦時から戦後を通じて、当時の必要によつて大きくなつた機構といふものを、今日の国力と国情にふさわしいものにしなければならぬと、繰返して努力をしておるのであります。(拍手)決して他に意図があつて整理といふものを考へておるようなことは毛頭ございません。

それから人間の数をどうきめるかといふことであります。私どもは定員を考へます場合には、或る標準といふもの、そしてこの程度は常時人間がおらなければならぬといふところをつかまえて定員の数をきめるわけですから、従つて時期的に仕事に繁閑がある。非常に忙しき時には、その忙しき時期を標準に人間をきめるというわけには参りませんから、そのときには、勢ひ超過勤務といふこともお願いせざるを得ないのじやないかと、こういうことになるわけでございます。

それから定員にしておるか、賃金要員にしておるかありますが、これもやはり仕事の性質から来るのであります。おのづから賃金要員に適當であるといふものは、定員を外して賃金要員にしておくといいこともあり得ると思ひます。併し賃金要員の数は、御指摘になりましたように、そんな大きなものではございませんで、私どもが承知をいたしておるものは三万か、精四万程度のものではあります。そしてこれは毎年々々の予算において規制をいたしておるのであります。その年の業務量が多い場合には、賃金要員は増えることがある。こういうふうに御了解願ひます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 戸叶武君。〔戸叶武君登壇、拍手〕

昭和二十九年三月十五日 参議院會議第十八号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(第三號案)

二三三

○戸叶武君 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中におきまして、國務大臣は、現下の急務である自立経済を達成するには、でき得る限り行政費の節約を行うと共に行政機關を合理化し、行政事務を簡素化し、且つ事務能率の向上を図ることが必要であると、そういう趣旨を強調いたしました。この法案の説明趣旨を聞いてみますと、一つもそれがこの法案の中には現われて来ていないかと思つております。定員法は、合理的な行政機構改革と結び付いてのみ意義があるのであります。然るに今度の定員法の改正は、その基礎となるべき機構改革には触れておりません。行政機關の合理化の本旨からするならば、國民に対する行政上の便宜を最大限に保証するのが建前であり、行政機構の簡素化は、行政機構の改革から着手すべきであります。然るに樺田國務大臣は、当初この趣旨に則つて行政機構の改革をやろうとしたが、それがやれなかつたという説明であります。が、何が故にこの根本的な問題に触れることができなかったか。それに対する理由が明らかにされておりません。行政機構の改革を放置して定員法改正を上程せんとするのは、まさにこの行政整理の趣旨から行きまして本末顛倒と言わなければならないのであります。自由党の政策の中において、公約の中において特に吉田首相は、第一次吉田内閣以来、たび／＼この行政整理ということを國民の前で訴え、吉田首相の政策の中における重要な部分を占めておりますが、今日現われたところの内容においては、少しもその内容が公約に基くものを果していないので

あります。全くごまかしと言わなければなりません。又この合理的な能率的な行政体系というものを我々が求める場合におきましては、官僚独善的な組織を排除して行かなければならないのであります。然るに樺田國務大臣が脱改革ができなかつたというのは、今日与党であるところの自由党の中に集うところの官僚の古手が城塞を作つておつて、古き彼らの既得権を守るために官僚独善主義というものを排除することに對して猛烈に抵抗をやつたのであるとして、この行政事務の纏張り根性、セクシヨナリズムを精算しない限りにおいては、公務員の機構上の責任を明確化し、高能力、高賃金の原則によるこの償費制を執行しなければ、決して官僚体制というものには改まつて行かないと思ふのであります。今日、日本の官僚組織は造船製鐵、國鉄製鐵によつても現われてるように、日本の国家組織を食い潰さんとするような不健康な状態にあり、それは一つには自由党を城塞とするところの官僚ポストと結んで、そういう体制を作つてあるのであります。この官僚組織のスポイクル・システムを我々はどうしても直して行かなければならないのでありますけれども、それに対して根本的な理念論又対策というものが立つていないのは、何にもならないと思ふのであります。

次に、今度の行政整理が自立経済を目標としておると言つております。が、我々が今後自立経済を打立てて行くのには、今までの自由党の行なつておるような、今日の行き詰りを生んで來たような資本主義体制によつては脱

目なのであります。金融、財政、産業面で、計画経済を進められることが必至の態勢になつておるのであります。従つて今までのような官僚体制といふものを編成替へて、即ち戦前戦後に、行政機構が複雑化し膨大化したところのあの水ぶくれ的な機構にメスを入れて、新しい事態に対処するような機構の作り上げ方といふものがなされるにない限りにおいては、重点的な能率的な一つの行政事務の能率といふものも是がらなないのであります。この合理的な行政機構の改革を行い、それに応じての配置転換を行ふべきときに當つて、それを断行せずして行政機構の簡素化の実を挙げることとは断じてできません。私は思うのであります。(拍手)政府は今後この統制的経済政策の進行の方向に向つてどういふふうにお考えになつておるか。又行政機構の改革と説明合せてこの配置転換に対してどういふ具体的な対策を持つておるか。それを承わりたいのであります。

又、公務員の生活保障のために臨時待命制度が設けられておりますが、この制度は、人員整理の障礙を避け、数請のうちに人員整理を強行せんとするものではないか。臨時待命の期間に一年乃至三年が一月、三年乃至五年が二月、最高二十年以上が十月となつておるのでありますが、非常に期間が短かく、これでは実質的には、普通の人員整理と何ら変るところがないのであります。こういうようなことで、即ち特別待命においては九千六百六十人申出があつたが、これから見ると、待遇は、どうしても劣るのは止むを得ないと説明しておりますが、こういうやうな待遇によつてやる整理では、

何らこの整理される者に対して希望を手えるものがないのではないか。又今の整理案なるものが当初は十一万整理を呼号しておりましたが、今日に至つては六万二千二百九十八人の人員整理となつて現われたのです。私はこの数を問題にするわけではありませんが、当初無理な整理案を作り上げ、而もその無定見さというものが、遂に今日の六万二千二百九十八人となつたのであつて、この整理に対する原則も、整理に対するところの結論も、何ら一貫性があるものではないのであります。而もこの半数は警察法の改正の名の下において、警察職員三万人を整理しようとしておるのであります。この無理な人員整理によつて、今度は職場の人たちが働きにくくなり、結果は再び職員を増大しなければならぬようなことになるのではないか。先ほど塚田國務大臣の説明を聞いておると、整理するの、或いはそれよりも増員が飛び越えて行くのか、さつぱりわけのわからない、ちんぷんかんの説明がなされておりますが、無理を行えば道理が引込むのでありまして、定見のないところの行政整理をやつても、直ちにあとから増員しなければならぬというやうな結果が現れまして、今までの吉田内閣の下における三回に亘る行政整理が何らの成果を挙げないのは、行政整理に對して確固たる方針を持たず、その場限りのごまかしをやつて来た結果なのであります。行政管理局及び臨時行政改革本部で定められた行革要綱が削られた理由は何か。そういうことも十分に説明してもらいたいと思ひます。

又政府は、公務員に対する權利を不当に抑制しておきながら、從來から人

事院の勧告を常に無視し、その給与決定に際し、種々の悶着を起して来たのであります。これが吉田内閣の反動的な政策遂行の上におけるいつも悩みの種であつたのであります。この目の上の瘤ともいふべきところの人事院を、今度の改正では国家人事委員会とし、国会に対する勧告をやめ、内閣のみにこれを行うこととした。こういうことは政府は、人事院をかくして最終的に廃止せんとするところの意図からこれを行なつておるのかどうか。それを明確にして頂きたいのであります。

この今回の行政整理全体を通じて洗れるところの吉田内閣の政策の方向といふものは、事務能率を上げるといふ名の下に、働き盛りの、働きたくてしようがない人を無理に整理して、そうしてこれを行行政整理と言つておるものであります。アメリカにおいてルーズベルトがニューディールの政策を遂行した場合におきまして、社会主義的な理念として全員雇用の理念といふものを取り入れて、働かんとする者に、すべてに職場を与えて全生産の体制を作り上げたところに特徴があつたのであります。今日西ドイツの勃興を見ましても、形式的な技術的な形におけるこのような行政整理でなく、働かんとする者に、役所におつた者が或いは工場にとか、いづれにしてもその人の長所を発揮できるような場に配置転換して、遊ぶ者がないように、すべての者が働けるように、希望が持てるような方向に政策を推し進めておるのであります。イギリスにおいて、第一次欧州大戦後において、いわゆる失業保険の名の下において失業者を多く抱え込んだ。それがために国民の精神

というものが萎縮沈滞して活力を失つて行つた。今吉田内閣の下に行政整理によつて、高等遊民と言われるような人々が中途半端な形において国内に屯する状態ができて来たとするならば、自然にこの民族の中に萎縮沈滞と希望のない世界が推し進められて行くと思ふのであります。

私は、今日一方におきまして吉田内閣が再軍備に狂奔し、軍事費の拡張を行い、保安隊の増員を行いなから、我々に必要となる産業の復興に對して、極めて窮乏なところに追いつき、そして軍事費を捻出せんがための、行政整理の名によるこの緊縮財政を強行せんとしておるのであります。が、我々には日本社会の立場から、働かんとする者に職を与えよ、機会を与えよ、民族に希望を与えよ、この声を吉田内閣に伝達しなければならぬのであります。(拍手)

吉田内閣は、今まで日本国民を代表するところの多数であると呼号しておるが、吉田内閣の実態を御覽なさう。全く利権あさりのボスか、その中核は汚職官吏と結ぶところの旧官僚によつて占められておるのであつて、もうすでに勤勞階級の、或いは国民の利害を代表し、国民の憂い、国民の悲しみをもく取るだけの情愛というものを持たなくなつて来ておるのであります。

今回の行政整理案の強行に際しまして、この根本的な問題に關して、諸方副總理並びに堀田國務大臣に對して、社会党の立場から質問をいたす次第であります。これを以て私の結論といたします。(拍手)

「國務大臣諸方竹虎君登壇、拍手」
○國務大臣(諸方竹虎君) お答えをいたします。

今回の人員整理は、行政機構改革を考へない天引の首切りではないかという御質問でありましたが、同様の御質問は、先ほど千葉君からありましたが、従つて同じようなお答えを繰返すようになつてますが、今回の定員削減に當りましては、単なる人員面のみを整理を行なつたものではなく、又行政各部の現在定員に對して実情を無視した一律の定率を掛けたというふうなわけの天引的な整理をやつた次第でもないでございまして、政府といたしましては、飽くまでも行政事務の整理合理化を考へ、そのために必要な組織の交換と、これによつて生ずる見込の過剰人員とを整理することを眼目として立案したものであります。御質疑の中に、働く意欲のある、働かんと欲する者を整理するといふようなお話がありましたが、政府といたしまして、できれば全員雇用といふことに持つて参りたいが、國情が御指摘のようなアメリカのやうなわけには参らない、そういう次第から、社会的にできるだけ無理を來たさないようにしたいという考へも伴ひまして、今回のような結果になつておるのであります。そのやり方は、今申し上げましたように、決して一律的な天引きといふようなことを考へた結果ではないのでございまして。

それから今回の行政改革の結果、人事院の目的が失われるのではないか、国家公務員法の精神が失われるのではないかといふ御質問であります。が、今回の改組は、中央人事行政機関の行政組織上の位置を明確にし、且つそれを簡素化したにとどまるのでありまして、その實質上の権限は、改組の前後によつて異なるものではありませんが、国家人事委員会は、十分公務員法第一条に規定する目的を果し得ると信じております。従ひまして決して人事院が国家人事委員会になりまして、従来の精神、或いは実態が弱められるものにはならぬ。この点は御心配を頂かなくても結構であると考えております。(拍手)

「國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手」
○國務大臣(堀田十一郎君) 私に對するお尋ね、及び副總理へのお尋ねに補足説明を申し上げます。今度の、機構改革を伴わないで定員法だけを出したのは本末顛倒ではないかといふお話でありましたが、先ほど申し上げましたように、人員の整理は、機構改革の面から来るものと、それから事務処理の合理化から来る面とあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、機構改革の部分は一部分しかできなかつたので、その部分だけが繰り込んであつて、他の部分は改革ができた時に更に追加されるという考へ方でありまして、本末顛倒といふことはないと考へます。それからして機構改革が十分行かないのはどういふわけか。その原因に、この官僚機構があるのではないかと、この御意見であります。機構改革が十分行かざるは、実はいろいろやつてみまして、機構は或る程度、今までやりました部分を考へますと、今後これをいたします場合には、相当本質的に根本の検討をしなければ、とてもこれではできないといふことが明らかになつたからであります。勿論現在の機構を、私もこれで立派なものである。これで理想的なものは考へておりませんが、何とかもつと簡素なものにしなければならぬといふ強い考へ方を持つておるのであります。併しその場合には、これは各省庁を通じて相対根本的に問題を取上げて行かないと、或る省の或る部局といふやうなものだけで問題を取上げると、なか／＼国会の御承認も得られない、実現も期し得ないといふことで、これは非常な本質問題として真剣に取組もうといふ考へ方であり、あとの問題に延びておるのであります。

それはできないといふことが明らかになつたからであります。勿論現在の機構を、私もこれで立派なものである。これで理想的なものは考へておりませんが、何とかもつと簡素なものにしなければならぬといふ強い考へ方を持つておるのであります。併しその場合には、これは各省庁を通じて相対根本的に問題を取上げて行かないと、或る省の或る部局といふやうなものだけで問題を取上げると、なか／＼国会の御承認も得られない、実現も期し得ないといふことで、これは非常な本質問題として真剣に取組もうといふ考へ方であり、あとの問題に延びておるのであります。

それからして自立経済を達成するとなれば、計國經濟の方向に持つて行く必要があるから、それに應じた機構といふものにならなければならぬのではないかと、先ほど申し上げましたが、私どもは、計國經濟といふものが過去の実績に照らし、如何に能率の悪い、そして混亂の多いものであるかといふことを十分承知いたしておるからして、勿論必要に応じて経済に或る程度の計國性は今後取込むことはあるかも知れませんが、その場合に、その程度に應じて又機構を考へればよいのであり、現在に現在の考へ方を基準において機構の改革といふことを考へておるわけであり

それからして待命制度について、これは普通の退職と変らないのではなからうかといふ御意見であります。御承知のようにこの待命のほかに、退職金は従来の整理の場合と同じだけのものを支給することになつております。

で、今度の整理は、これだけおやめになる方にはプラスになつておるわけでありまして、それからして当初非常に大きな計画で充てたのが、結局六万人程度になつたといふ御意見であります。これは正にその通りであります。併し(笑聲)併しこれは整理といふものに現実にお當り下さればわかると思ふのであります。一応の意見を立てて、そして各省の意見を聞いて、無理のないところで整理人員を出すという問題の結論としては、この程度が妥當であると考へたわけでありまして。

なおこの中に三万人が警察職員であつて、非常に無理がないかといふ御意見であります。これは警察担当の方々と十分相談した結果、この機構改革もあり、この程度はできる。なお残り三万人は、非常に整理率が低いという感じが一応出て参るわけでありまして、この点も、実は先ほど申し上げましたように、現在普通で考へておる国家公務員七十三万人といふものの中には、先ほど申し上げましたやうな企業職員、準企業職員、それからして検査官でありますとか学校の教職員でありますとか、殆んど整理の困難な人たちが非常に多いのでありまして、そういう部分を除きますと、大体三十七、八万人が幾らか整理できると考へられる人々であります。その中から三万人の人々を整理することにいたしましたので、私どもは整理率が決して低いとは考へておらんのでありまして、現に最も整理のできやうであると考えられる管理部門におきましては、二割以上の

で、今度の整理は、これだけおやめになる方にはプラスになつておるわけでありまして、それからして当初非常に大きな計画で充てたのが、結局六万人程度になつたといふ御意見であります。これは正にその通りであります。併し(笑聲)併しこれは整理といふものに現実にお當り下さればわかると思ふのであります。一応の意見を立てて、そして各省の意見を聞いて、無理のないところで整理人員を出すという問題の結論としては、この程度が妥當であると考へたわけでありまして。

それからして自立経済を達成するとなれば、計國經濟の方向に持つて行く必要があるから、それに應じた機構といふものにならなければならぬのではないかと、先ほど申し上げましたが、私どもは、計國經濟といふものが過去の実績に照らし、如何に能率の悪い、そして混亂の多いものであるかといふことを十分承知いたしておるからして、勿論必要に応じて経済に或る程度の計國性は今後取込むことはあるかも知れませんが、その場合に、その程度に應じて又機構を考へればよいのであり、現在に現在の考へ方を基準において機構の改革といふことを考へておるわけであり

それからして待命制度について、これは普通の退職と変らないのではなからうかといふ御意見であります。御承知のようにこの待命のほかに、退職金は従来の整理の場合と同じだけのものを支給することになつております。

で、今度の整理は、これだけおやめになる方にはプラスになつておるわけでありまして、それからして当初非常に大きな計画で充てたのが、結局六万人程度になつたといふ御意見であります。これは正にその通りであります。併し(笑聲)併しこれは整理といふものに現実にお當り下さればわかると思ふのであります。一応の意見を立てて、そして各省の意見を聞いて、無理のないところで整理人員を出すという問題の結論としては、この程度が妥當であると考へたわけでありまして。

それからして自立経済を達成するとなれば、計國經濟の方向に持つて行く必要があるから、それに應じた機構といふものにならなければならぬのではないかと、先ほど申し上げましたが、私どもは、計國經濟といふものが過去の実績に照らし、如何に能率の悪い、そして混亂の多いものであるかといふことを十分承知いたしておるからして、勿論必要に応じて経済に或る程度の計國性は今後取込むことはあるかも知れませんが、その場合に、その程度に應じて又機構を考へればよいのであり、現在に現在の考へ方を基準において機構の改革といふことを考へておるわけであり

それからして待命制度について、これは普通の退職と変らないのではなからうかといふ御意見であります。御承知のようにこの待命のほかに、退職金は従来の整理の場合と同じだけのものを支給することになつております。

で、今度の整理は、これだけおやめになる方にはプラスになつておるわけでありまして、それからして当初非常に大きな計画で充てたのが、結局六万人程度になつたといふ御意見であります。これは正にその通りであります。併し(笑聲)併しこれは整理といふものに現実にお當り下さればわかると思ふのであります。一応の意見を立てて、そして各省の意見を聞いて、無理のないところで整理人員を出すという問題の結論としては、この程度が妥當であると考へたわけでありまして。

整理が予定されてこの三万人という数字になるわけにあります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 紅露みつ君。

〔紅露みつ君登壇、拍手〕

○紅麗みつ君 私は改進黨を代表いたしました、以下數点について質問を申上げたいと存じます。

先づ今回の行政整理に対する政府の考え方をお尋ね申し上げます。何のために行政整理をするか。私どもの考え

るところでは、これを二点に分けることができると思うのでございます。その一点は、官庁の事務の能率を上げて仕事のさばきをよくする。そうして国民に対するサービスを高めるといふこと。第二点は、役人の数が多過ぎて、国民の負担が過重であるから、その負担を軽減するために整理を行うということ。前者は主として機構を変えることであり、後者は人員を減らすことであります。政府はそのいずれを狙つておられるのでありましょうか。先ずその点を伺いたいと存じます。

実は公務員の数減らすということにつきましては、以上の二点を考慮に入れなくて、切り離して考えるということはありません。ことだと思つてございしますが、機構につきましては、仄聞するところによりますと、人事院という独立な機関を設けて、これを総理府に吸収する。そうして政府部内の一機関たらしめるということでございますが、その是非は暫らくおくといたしまして、これと警察法の改正ということの二つの機構改革であるならば、余りにもそれは貧弱な構想であり、一貫性を欠くものと言わざるを得ません。人を減らすだけでは国民へのサービス

が低下するということが予想されるからであります。政府はこれに對し今国会にどういふ代善案を御提出になる御用意がありますか。只今行管長官は、根本的なそれは計画を立てなければならぬという御答弁であつたやうでございますが、それにしてもその骨子だけくらは、整理をいたしますについてはここで御答弁になるべきだと私は思うのでございします。

昨年、第二補正予算で給与引上げの際、我が党は、公務員の生活を豊かにする途は賃金引上げだけではない。少しくらい給与を引上げても、税金にはね返る上に、物価もそれにつれて上がる、それよりも給与はそのまゝに据え置いて、二十九年度の予算とも考え合わせ、減税と、それから米価を初め物価の抑制ということによつて、実質的に家計の赤字をなくする途を講ずべきだということを繰返し主張したのでありますが、政府はそれに耳をかさずして、給与の引上げを行なつた。果せる

かな、消費米価の引上げに伴つて賭物価は上り、更に交通費も電気料も郵便料も、もろ／＼の値上りを見ようとしております。かくて公務員の生活は一向楽にならないにかかわらず、一般の民間、そういうものを合計いたしましたとしておるのであります。今回の整理にいたしましたが、只今行管長官は率直にお述べになりましたけれども、当初は鬼面人を驚かすようなことを言つておられながら、これに対する確たる失業対策がない。従つてこの項に至りまし

ては、殆んど何もしていないような感
じを与えておるのであります。事実警
察官の三万を引きますという、あと
は三万人の整理、如何にもその無定見
をここに暴露したものと云わざるを得
ないと思うのであります。一体今回の
行政整理でどれだけ歳出減になつて
おるのでありますうか。又待命期間
中にある人たちがどれほどあつて、就
職率はどうなつておりますか、伺いた

と思ひます。
 翻つて考へまするのに、戦時中統制經
 済に切り換えられました結果、軍需産
 業を除いては小さな会社も商店も整理
 されて、これらに従事した人々は統制
 事務を扱う役人に国の力で編入されて
 しまつた。且つ戦後は、植民地、その
 他海外に向ひておる人々が一齊に引
 揚げて来た。その中でも北支交通、中
 支交通関係、満鉄等のおびたらしい人
 員が引揚げて、それらの機關に吸収
 され、さなきだに人員過剰のところへ
 充ざされた役人も元の役所に歸つて来

るということ、役人の数は実に戦前
の三倍になん／＼としております。従
つて人が多過ぎるのですから、十分
な待遇ができない。能率の点でも、船
頭多くしてという例に漏れない。而も
国民経済から見れば、誠に勿体ない無
駄なことだ。そこで我が党は昨年自立
降二カ年間で一般会計で三割、特別会
計で二割の役人を生産の面に転換させ
るという案を立てて政府に勧告したは
すであります。即ちこれによつて財政
上の負担を軽減すると同時に、余つた
経費を生産の面に廻わす、そうして国
土総合開発やら一般産業の面に働いて
もらいますならば、安、給与で低

能事で、その日その日をいつ整理されるかわからないというような不安な気持ちで憂鬱な生活を送つておる役人も、一朝にして勇氣付けられ、働き甲斐を感じて、孜々として生産に努力されるであります。そこに自立経済の基礎も固まるということです。

でこの際、政府は英断を以てこうした政策に切替える御意思はございませんか。なお、一兆円の緊縮予算でデフレ

政策をとるといいたしますならば、一般民間事業から相当の失業者が出ることを予想しなければなりません。従つて、政府はこの際、大規模な失業対策を打立てる必要があると思うのでございしますが、一向にその気配が見えせん。どういふやうにこの点をお考えになりますか。

次に観点を變更しまして、婦人の面から一つお尋ねを申し上げたいと存じます。大体、政府の婦人対策というものは全般に見てお粗末です。政府はそういうことをお考えになられたことがない

ざいまいしようか。男女平等の原則が打立てられてからすでに九年になり多くの大学卒業生も送り出されておられ、婦人の有能者はあらゆる方面に進出しております。最近の顕著な例をとります。京都市でも東京大学でも婦人が助教授に拔擢されております。一審立選れているのが官界です。官界の封建性がここに覆われると思うのであります。政府はこの際、思いきつてどしどしと婦人を重要なポストに就かせるといふ考えはありませんか。そうすれば官界の公正等にも大いに効果があると思つて、(拍手)國民生活の改善

化も促進し得ると考えます。現在、婦人で役所の局長と名のつくのは、僅かに六十六人を擁する婦人少年局ただ一つでありました。而も行政整理のあるたびに、機構改革があるたびに組上に乗せられております。今回の整理も早くから取沙汰されておりますが、現在どうなつていますか。政府の従来のやり方から見まして、必要であるとか必要でないとかいうことを考えずに、同じ面

にしわを寄せて来るという常套手段から考えて、私どもは心配をする次第であります。まさか婦人唯一のこの局を更に減員縮小するようなことはないかと存じますが、念のため伺つておきます。更に婦人少年局の出先機関であります。婦人少年室でありますが、これも減員するとか、それ〴〵の県に統合するとか言われておりますが、僅か一県に一人か二人の職員を持つておりますこの機関を減員するということになりましたならば、これは廃止することでございますし、県へ委託統合するということに

なれば、これはもう存在の意義はないと存じます。そんな進行はなさるまいとは存じますが、これも念のため伺います。それから、この局に対する、又出先機関に対する将来のお考えをも併せて伺つておきたい。何かよからぬことが考えられておるのではないでしょうか。(笑聲)やはりこの点も心配になります。申上げるまでもなく、婦人少年局の事務は啓蒙、宣伝、調査等、誠に地味な仕事で、とかく等閑視されがちでございますが、実はこの地味な仕事は日本民主化の基礎になる大事な仕事でございます。男女平等とは言いますが、未だに同一労働、同一賃金の実が

本の労働問題を論ずるからには、婦人面の労働問題が大きく取上げられなければならないと思ひます。

そこでもう一つ伺つておきたいことは、今回の行政整理で、女子職員には盛んに待命を要する、強要という言葉が掛けられ過ぎておられる、盛んに婦人にそれがなされておられるというところですが、事実とすれば誠にけしからぬことではございませんか。どういふわけでございますか。これを一つ御答弁願ひたい。それから、女子の待命者がどれだけあつて、就職率がどうなつておられるかということも御答弁願ひたい。

更に政府は、食生活の改善、即ち米の需給状態に鑑みまして、粉食奨励を打出しながら、その後何らの対策も示されてないのはどうしたことでございましょうか。聞くところによりますと、農林省と厚生省が縄張り争ひをしておられることではございませうが、事実でありませうか。その間の事情を一つ率直に御答弁願ひたいと思ひます。と申しますのは、農林省の中に生活改善課がありますが、僅かに十八人の細々とした課で、地方に普及員は持つておられますが、それも十カ町村に一人というふうな割合で、これでは到底満足な指導は行えない。併しこれは今回直接な対象になつておりませんが、とにかく縄張り争ひなどは、早く結合つて、合理的に解決して、食生活を改善し、自立経済に寄与してほしいと思ひますか。このところを一つ伺ひたいと思ひます。

仕事も婦人少年局の仕事と類似しておられるのでございませう。近頃は水産方面の調査もしておられるのでございませうが、食糧対策上当然のことではございませうけれども注目されます。政府は目先のことにだけに忙殺されておられる、あくまで、私どもはこうした機関がなくなつては、公正な食糧計画は立てられにくいと思ひます。一時、性格の違ひ食糧庁との合併とか減員をするとか言われておりましたが、その後この面はどうなつておりますか。御答弁を願ひます。

最後に、先刻も申し上げました通り、政府の婦人対策は極めて見るべきものがないと思ひます。人口の過半数を占める婦人の協力なくしては食糧問題の解決はもとより、思想問題の調節も自立経済の確立も望めないと思ひます。その動向によつては日本自体のあり方を左右するものと考えますが、政府はどのようにお考えになられますか。殊に激しい変転期にある現在においては、積極的な婦人対策を求めて切なるものがございませう。この意味において、婦人に適当な分野は官界においてもどしどしこれに切替えて行くべきだと私も思ひます。この点については特に総務大臣の御所見を伺ひたいと存じましたが、御出席がありませんので、副総理の大方針を伺わして頂きます。

これを以て私どもの質問を終ります。(拍手)

【国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手】

○国務大臣(緒方竹虎君) 御答をいしますが、最初に行政整理の考え方についての御質問でありました。行政改革につきましましては、真に我が国の国力にふさわしい、簡素且つ能率的で、而も国情に即する民主的な行政制度を確立し、併せて国民負担の軽減を図ることが、政府の行政整理の根本の考え方ではございませう。今回の定員整理も、この方針にのっとり、行政事務の改廃と事務運営方式の改善等を行い、これによる余剰人員の整理減額を図らうとしたものであります。

次に、行政整理による犠牲者という言葉はどうかと思ひますが、この結果に對して配置転換等をどういふふうに行かされておられるかという御質問であります。政府といたしましては、今回の定員整理に関連しまして、各省間の配置転換を促進するために、内閣に配置転換対策本部というものを設ける一方、被整理者の就業を促進するために、地方においては職業安定機関を中心に、関係官公庁及び産業団体を含めた協議会を設置して、再就職の円滑化を図ることになつたと思ひます。

更に、婦人対策について根本の対策をどう考へておられるかということでありました。婦人の行政各方面における起用によつて特に公正ができると思ひますが、政府といたしましては、今日までも婦人の地位の向上のために各種活動を積極的に行なつて参つておるのであります。決して婦人対策を輕視しておるものではないと思ひます。

以上お答えいたします。(拍手)

【国務大臣堀田十二郎君登壇、拍手】

○国務大臣(堀田十二郎君) 機構改革ができたが、根本方針だけでもいいということでありませうので、簡単に申上げます。

機構改革は、全体としてもう少し小じんまりとした簡素強力なものを作りたというものが、全体の構想であります。そこでどういふものを実現するか、どこをどういふ工合にするかというところですが、これを抽象的一般的に申上げますと、横には共済の事務を整理しよう。一つの仕事を、幾つかの省が縄張り争ひで首を突つ込んでおるものはよくない。縦には重複のところを整理しようという考え方でありませう。国と地方自治団体、それから国の中央とそれから地方の出先機関、この間で同じことを何段階にも手を経てやうとおる今の機構を、何とか直したいというところを考へております。その場合に、なるべく国が地方に任せられるものは、最大限に地方に任せてしまいたい。それからして国の機関のうちでは、地方の出先機関が非常に今多くなつておられるから、地方の自治団体に事務を任すと同時に、国の地方の出先機関をなるべく整理したい。この場合に、原則として一つの省の出先機関は一本に統合できるのではないかと。是非そういうふうにしたいという考え方をいたしておるわけではございませう。そういうような基本の幾つかの構想に基いて、今機構の全面的な検討をいたしておるわけでありませう。

それからお尋ねになりました婦人少年局、これは確かに機構改革の最初の第一、一応取り上げられなければならぬ。十分検討の結果、これは存置すべきものと決定をいたしております。恐らく今後考へられる根本的な改革の際には、これが廃止されるというふうなことはないのであるかと考へております。それから婦人少年局の人員整理であります。現在六十六人ございませうが、来年の六月までの間に六名だけを減らして頂くという計画になつております。

それから統計調査事務と食糧事務所の統合、これも検討いたしました。あります。そうしてこれを検討いたしましたのは、先ほど申上げます一つ一つの省の出先機関は一本という構想並びに比較的似たような仕事、似かよつたと申しますか、同じものを扱うというやうな面の仕事をしている面があるの、これは統合できるのではないかと、いうことを考へたのでございませうが、これはなお将来の問題として残つております。と申しますのは、これは食糧政策の基本に関連する問題であるので、そういう問題の考へ方がきまらなかつたために、これを検討すべきであるという考へ方でありませう。

それから特別待命になつておりますものは、現在、先ほど申上げましたように九千六百六十名ありますが、この中には女子職員は二千三百三十五名でございませう。二割五分ちよつとの比率であります。併し全体としての婦人職員が二割程度おると考へておりますので、そう婦人に大きく重点が掛つておるというふうには考へておりませう。殊に今度の特別待命は本人の申出によるものでありますので、意識的、強制的に婦人におやめ願ひというやうな考へ方になつておられない点を御了解願ひたいと思ひます。

(拍手)

【国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手】

○国務大臣(小坂善太郎君) すでに御質問の点について副総理或いは堀田長

官からお答え申上げた点がございます
が、なお補足してお答えいたします。

最初に失業対策について何か根本的な考え方を持たんかという趣旨のお尋ねがございましたが、これは御承知の通り、インフレーションの高進しております時期に対しての失業対策と、デフレ期にやります失業対策というものは、これは方向を異にしなければならんのではないかと思うのであります。何か財政投資を多額にして新らしく有効需要を起すような失業対策というものは、この時期には私はとるべきでない。従つて現在政府のいたしておりますような、地味ではございますが、着実な失業対策が望ましいのではないか。かように考えております。完全失業者の数は、昨年の三月に比べまして、だん／＼減つて来ておりまして、三月は六十万人でありましたのが、十二月になりましたは三十一万人と、非常に減つて来ております。併し今後この数は、いろ／＼変動すると思ひますが、先ほども申上げますような保険制度、或いは失業対策費による事業によりまして、その間の機動的な調整を試みて参りたい。かように考えております。

なお、婦人少年局並びに婦人少年室のことについての御言及がございましたが、婦人労働者の保護と婦人の地位の向上というのを目指して、この機能の果します役割は非常に大きいと考えております。従ひまして塚田長官からもお答えがありましたように、今後この婦人少年室においても、婦人少年局においても、十分能力を上げて、この本務の達成をせられたいと考えております。将来につきましてであります。来年度の予算では、昨年の募考案いたしました婦人少年室協助員というものを全国に八百八十名おきまして、

予算の足りぬ本省の部分は、一つ協助力員において特に御援助願つて、本問題の円満なる推進を御協力願いたい。こういう趣旨の下に予算も付けてもらひまして、いよいよ活動して頂くことになつておる次第でございます。何とぞ今後とも御協力願いたいと思います。

(拍手)

〔國務大臣保利茂君登壇、拍手〕
○國務大臣（保利茂君） お答えいたし
ます。

生活改善課は、婦人職員のかが中心になつて行政に當つて頂いておりますが、その主たる任務は、我が国の農村の消費生活を合理化する、それは例へば農村の食生活合理化によつて食糧の給源を豊富ならしめるといふ大きな目的が一つついておると思います。又極めて卑俗のようでございますけれども、雇の改善、燃焼施設の改善によつて、農村で極めて浪費せられておると見られます薪炭の節約、これはそれがすぐ治山治水の大きい国の關係に結びついている。そういうことで生活改善普及事業といふものは戦後取上げられ、而も一千二十名の婦人のかが全国に御活動を願つて、これが最近、広くその意義の高いところをお認め頂いて、先般の衆議院の予算修正に當りまして、一般の衆議院の予算修正に當りまして、この普及事業を充実にする必要があるといふことで、六割の人員増を来たすような修正も行われておるわけでございます。この点は單に経済的效果のみならず、農村婦人の地位を向上せしめて行くためにも、私は今後ますます充実にする必要があります。こういう考えを持つております。なお、厚生省と農林省の間で、食生活の問題で綱張り争いをしておると、御承知のように、厚生省には保健栄養の専門家がおられるわけであります。私のほうは食糧の確保に努力をいたしておると

ところでございますが、保健栄養の面からいろいろ／＼御忠言に對しては、農林省としては虚心坦懐にこれを受入れる、相協力して食生活の合理化に向つて行かなければならん。決して縄張り争いをするというような根性ではやつておらんことを御理解願いたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣草葉隆圓君登壇、拍手〕
○國務大臣(草葉隆圓君) 厚生省でい
たしておりますことは、御承知のよ

うに保健、健康の増進或いは発育、そういうすべての点から、我が国民の食糧をどうして行くか、この榮養をどう改善するかというのを目標にいたしておるのでございまして、従つてそれらの調査研究の結果、これらに對しまする指導というようなことが現在のいたしておりました中心であります。従つてややともいましたますと、お話のようになに他省との或いは綱張り争ひのような感があるようなことがありはしないかというような点がお突きになつた点だと思ひますが、只今農林大臣からお述べになつたように、農林省、厚生省におきましては十分緊密な連絡をとつて、さやうなことのないよう、農林省は主として、只今のお話のように糧の問題、厚生省は質の問題が中心になつておりますが、今後一層或いは文部省その他とも連絡をとつて、日本人の食生活の改善に一層努力をして参りたいと存じております。(拍手)

〔政府委員植木庚子郎君登壇〕

○政府委員(植木庚子郎君) 今回の行政整理で、どのくらいの歳出予算が減少になるか、節約ができるかという御質問の部分に對してお答え申上げます。

昭和二十九年年度におきましては、退職手当等の支出が要りますので、節約

は殆んど見込めません。数字的に申

上げますと約四十二億円の節約可能と見込んでいたのでありますが、一方特命期間中の特命俸給でございましてとか、或いは退官、退職の手当等のために必要な金が約五十三億と見込まれております。差引十一億円の不足になります。この部分は、既定の退職金予算がございまして、こうしたものと合

せてやり繰りができる。即ち初年度におきましては殆んど節約可能は、全然可能額はないということに相成つてお

おります。平年度におきましては、一般会計におきまして三十九億八千万円、特別会計におきまして二十八億四千万円、合せて六十八億円ぐらいの節約が可能でございます。なお、ほかに警察制度の改正による節約可能額が八十三億円を見込まれますので、合計いたしますといたすと百五十一億円の節約が平年度において可能である。こういう状態に相成つております。(拍手)

〔紅露みつ君発言の許可を求む〕

○議長(河井彌八郎) 紅露君。

○紅露みつ君 国土総合開発の点で、経費長官に何かお考えがあると思うのでございますが、伺いたいと思ひます。

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 一般会計で三割、特別会計で二割の人員を整理をして、これを生産の方面に転換させるつもりはなにか。特にこれを国土総合開発計画のほうに関連させて考えることはできないかというような御趣旨が私に対する御質疑と思いますが、かくのごとく積極的な明るい御提案に対しては、非常な敬意を表するのでございまして、先ほど労働大臣からもお答えいたしましたように、現在の計画でやつて参りますと、この今回の整理される人員を、こういう方面だけに

積極的に用いるという観点から計画をいたしました場合におきましても、相当大規模な公共事業なり、或いは民間の事業というような点について、相当多額の費用がかかるわけでございまして、殊に龐大な資本投下が必要で、あると思うのであります。従つて現在の状態におきましては、そのままその

お考えを取り入れることは、不適當かと私どもは考えておるのでありますから、国土総合開発計画の現在考えてお

りまする計画を着実に実行して参りますして、できるだけその方面にも整理される人員を吸収したいといと、この程度に、現在私どもは考えておる次第でございます。(拍手)

○紅露みつ君発言の許可を求む

○議長(河井彌八君) 紅露君。

○紅露みつ君 緒方副総理に対して、婦人への官界の門戸を開放するという点についてのお心がまえを、もう少し何つておきたいと思ひます。

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたしますが、婦人であると、男子でありますとかかわらず、適所に適材を得れば、門戸を常に開放して参りたいと考えておりますし、今御質問の婦人につきましては、その点につきましては、何ら差別を設ける考えは政府としてはございません。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑通告者の発言は全部終了いたしました。

質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、交通事件即決裁判手続法案(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡祐一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

交通事件即決裁判手続法案

右
国会に提出する。

昭和二十九年二月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

交通事件即決裁判手続法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図るため、その即決裁判に関する手続を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「交通に関する刑事事件」とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)又はこれに基く命令に違反する罪にあたる事件をいう。

(即決裁判)

第三条 簡易裁判所は、交通に関する刑事事件について、検察官の請求により、公判前即決裁判で、五万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行を猶予し、没収を科し、その他附随の処分をすることができ

る。

2 即決裁判は、即決裁判手続によることについて、被告人に異議があるときは、することができない。

(即決裁判の請求)

第四条 即決裁判の請求は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)による公訴の提起と同時に、書面で行なわなければならない。検察官は、即決裁判の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、即決裁判手続を理解させるために

昭和二十九年三月十五日 参議院會議録第十八号 交通事件即決裁判手続法案

必要な事項を説明し、刑事訴訟法の定める手続に従い裁判を受けることができる旨を告げた上、即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

(書類等の差出)

第五条 検察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

(通常の審判)

第六条 裁判所は、即決裁判の請求があつた場合において、その事件が即決裁判をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、刑事訴訟法の定める通常の規定に従い、審判しなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い審判するときは、直ちに、検察官にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の場合には、刑事訴訟法第二百七十一条及び第二百七十二條の規定の適用があるものとする。但し、同法第二百七十一条第二項に定める期間は、前項の通知のあつた日から二箇月とする。

(審判)

第七条 即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。

(開廷)

第八条 即決裁判期日における取調及び裁判の宣告は、公開の法廷で行なう。法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席して開く。

3 検察官は、法廷に出席することができる。

(被告人及び弁護人の出頭)

第九条 被告人が期日に出席しないときは、開廷することができない。

2 被告人が法人であるときは、代理人を出頭させることができる。

3 弁護人は、期日に出席することが出来る。

(期日における取調)

第十条 期日においては、裁判長は、まず、被告人に対し、被告事件の要旨及び自己の意思に反して供述する必要がある旨を告げなければならない。

2 前項の手続が終了後、裁判長は、被告人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

3 裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物を取り調べ、その他事実の取調をすることが出来る。

4 検察官及び弁護人は、意見を述べることが出来る。

(証拠)

第十一条 即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵さない限り、検察官が差し出した書類及び証拠物並びに期日において取調をしたすべての資料に基づいて、裁判することが出来る。

(裁判の宣告)

第十二条 即決裁判の宣告をする場合には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに宣告があつた日から十四日以内に刑事訴訟法の定める通常の規定による審判(以下「正式裁判」という。)の請求ができる旨を告げなければならない。

2 即決裁判の宣告をしたときは、その内容を記録に明らかにしておかなければならない。

(正式裁判の請求)

第十三条 即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は検察官は、その宣告があつた日から十四日以内に、正式裁判の請求をすることが出来る。

2 正式裁判の請求は、即決裁判をした裁判所に、書面で行ななければならない。

3 正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、すみやかに、その旨を検察官又は被告人に通知しなければならない。

4 刑事訴訟法第四百六十六条から第四百六十八条までの規定は、正式裁判の請求又はその取下について準用する。この場合において、同法第四百六十八第三項中「略式命令」とあるのは、「即決裁判」と読み替へるものとする。

(即決裁判の効力)

第十四条 即決裁判は、正式裁判の請求による判決があつたときは、その効力を失ふ。

2 即決裁判は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも同様である。

(仮納付)

第十五条 裁判所は、即決裁判の宣告をする場合において相当と認めるときは、附随の処分として、被告人に対し、仮に罰金又は科料に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

2 前項の仮納付の裁判は、直ちに執行することができる。但し、正式裁判の請求があつたときは、この限りでない。

3 刑事訴訟法第四百九十条、第四百九十三条及び第四百九十四条の規定は、第一項の仮納付の裁判の執行について準用する。この場合において、同法第四百九十三条中「第一審」とあるのは、「即決裁判手続」と、「第二審」とあるのは、「第一審又は第二審」と読み替へるものとする。

(裁判官の除斥)

第十六条 裁判官は、事件について前に即決裁判をしたときは、職務の執行から除斥される。

(刑事訴訟法の関係)

第十七条 交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるものの外、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない箇月内で、政令で定める。

2 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

第二十三条の三 当該警察官又は警察吏員は、自動車運転者又は原動機付自転車の運転者がこの法律又はこの法律に基づく命令の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、運転免許証又は運転許可証の任意の提出を求め、これを保管することができる。この場合には、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九条第三

項、第九條の二第三項及び前条第二項の規定の適用については、これを運転免許証又は運転許可証とみなす。

3 第一項の規定によつて保管した運転免許証又は運転許可証は、その提出者が、当該警察官又は警察吏員の指定した日時及び場所に出頭したときは、これを返還しなければならない。

4 前項の日時が経過した後は、当該運転免許証又は運転許可証の提出者は、いつでも、その返還を請求することができる。

5 当該警察官又は警察吏員は、第一項の規定により運転免許証又は運転許可証の提出を求める場合には、出頭の日時及び場所を告げ、且つ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

〔附則〕君登壇、拍手

○附則一 君今上程されました交通事故事件即決裁判手続法案について、委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

我が国におきまして交通事故は最近著しい増加の傾向を示し、昭和二十八年中に約八万七千の交通事故が発生し、約六千人が死亡してゐるのであります。交通事故を防止するためには、道路、車両等の整備が勿論大切ではあります。が、何と申しまして交通関係者のすべてが交通規則を守り、その秩序を保つことが重要なのであります。従来交通に関する刑事事件の処理は、被疑者が呼出しに成じないとか、又はその手続の殆んど全部が略式手続によつておこなうために、煩瑣な書類の作成を要すると共に、略式命令の送達

に非常な手数を要するとか、更に被告人の所在が転々するため、裁判の執行の面においても困難を来す等のため、その処理に多くの時間と費用とを要し、事務の停滞を招いておるのが現在の実情なのであります。

本法案はこれらの点及び交通に関する刑事事件は、他の一般刑事事件に比べて迅速に処理しなければならない、取締の目的を達し得ないという特殊な性格に鑑み、刑事訴訟法の特別法たる性格を持つ新たな裁判手続を制定せんとするものであります。その主要な特徴は次の通りであります。

本法による即決裁判は、公判前の手続でありまして、その点では略式手続と同様であります。ただ異なるところは、略式手続が専ら審判主義を以てその法廷において裁判官が直接被告人に面接して、事実関係を十分確める方式によることでありまして、一方書類の作成は極度に簡易にする趣旨になつております。

而してこの手続におきましては、口頭主義、公開主義をとり、真実の発見に慎重を期すると共に、警察及び検察庁の取調を同一場所、同一の日にに行えるようにいたし、更に特別の事情がない限り、裁判をもこれと同一の日、場所で行ふこととし、これまで三回或いは四回の出頭を要した手続を、一回の出頭によつて完結できるようにし、以て関係者の煩わしさを除外せんとしております。その他の点はおおむね略式手続と同様でありまして、被告人に異議があればこの手続を進めることができないこと、即決裁判確定前は何時でも正式裁判の請求ができること、又裁判所は何時でもこれを通常の手続に引直すことができること等、いずれも同様であります。又裁判の執行

について特別の工夫がなされておる。現行刑事訴訟法には罰金、料料又は追徴を言渡す場合において、仮納付を命ずる制度が設けてありますが、本法ではこれを準用し、その条件を緩和し、容易にその利用ができるようにいたし、執行の確保と迅速とを期しておるのであります。

委員会におきましては熱心且つ慎重に審議いたし、地方行政委員会とも連絡して審議をなし、又運輸業者、運転手、第一線の警察官を参考人としてその意見を聴く等のことをいたしました。質疑は法案の全般に亘りかなり細部にまで及びましたが、その主たる事項を挙げますと次の通りであります。各委員の発言で共通の問題となり

ました点は、裁判手続を迅速簡易にすることは、慎重という点が閉却され、ひいては人権の尊重に欠けるようになるはしないかということであり、これに関連して第一線の警察官の交通取締の実情、特にそれがいわゆる点取主義、檢舉主義の弊に陥つてゐると思われるところに、更に本法案の施行によりそれに拍車がかけられる虞れがないかという点や、送検の基準が妥当であり且つ適正に実施されておるかという点や、本法の手続が被告人の同意を前提としてその納得の下に行われる趣旨になつてゐるが、実際には被告人を威圧したり或いはその法律知識の乏しいのに乗じて強制に陥る結果となり、本法の期するところに反するやうな結果が起りはしないか。即決裁判という名称が過去の違憲罪即決例を連想させることと共に、この語感よりして審判が粗略に流れる危険が生ずる虞れはないかというやうな点であります。

リット・システムを採用している所はあるが、これはいわゆる件数主義と本質的に異なるものであつて、檢舉主義や点取主義に陥る心配はなく、又そのやうな弊に陥ることのないよう戒めてゐること、交通違反事件の檢舉については各人の判断により具体的に受当な処置がなされることが望ましいが、半面その弊害も考えられるので、一応抽象的な基準を定め、或る程度機械的に処理する方針をとつてゐること、人権の尊重の点については、被告人がこの手続によることを希望することを前提としておるばかりでなく、檢察官が必ずこの点についての被告人の意思を確めるし、裁判官とも同様であり、裁判官は公開の法廷において終始被告人と相對して審理をするのであり、その結果に対して不服があれば、勿論審理の途中において被告人は正式裁判の請求をすることができるとは、裁判官が被告人と面接してやるところに大きな意義があるものであつて、裁判官としては略式手続に比し却つて負担が加わるのであるが、被告人の人権を侵害する虞れは毫もないという趣旨の答弁でありました。

次に問題となりましたのは、本法施行に伴う人的及び物的設備に関する点であります。事実本法案の完全実施には、簡易裁判所判事の増員と法廷の新設が必要であります。当局としては、この手続は略式手続に代るものでなく、これと並行して実施するものだから、漸進的にこの手続に移行することが考えられるので、實際問題としては設備の状況に応じて運用できるとの答弁であります。

その他少年の交通違反事件の取扱や、保護処分を受けた者に対する受検資格及び免許証又は許可証の交付に関する制限の有無等が問題として取り上げられ、更に各本条について質疑応答が行われましたが、なかならず問題となりましたのは仮納付についてであり、仮納付は裁判の確定前執行することであるので、この手続のごとくすべてが被告人の納得を前提とするものにあつては、被告人の意思を尊重して仮納付を命ずべきであるから、これに対する明確な規定が必要であり、ただ「相当と認めるときは」と規定するだけでは足りないのではないかと、この点であります。これに対し、仮納付の規定の趣旨はまさしく所論の通りであるが、裁判の宣告の前に被告人の都合を尋ねることを法文の上に表現することは、単に法文作成の技術的見地からばかりでなく、却つて不合理な解釈を生ずる虞れがあり、結局檢察官があらかじめ被告人の意思を確めて、即決裁判請求書に仮納付についての意見を記載する方法、及び「相当と認めるとき」という字句についての裁判官の適正な運用への期待によつて趣旨は達成される旨の答弁がありました。その他多くの有益な質疑応答の詳細については速記録に譲ることといたします。

かくて質疑を終結し討論に入り、討論におきましては先づ三橋委員から、「本法の実施に當つては、十分人権を尊重すること、檢舉主義を改めること、事故の防止に重点をおくこと及び即決裁判が適正に行われるやうな措置を講ずると共に、担当警察官の素質の向上と受入態勢の万全を期すること」を強く希望して賛成する旨を述べられ、ついで羽仁委員は、「法律は先ず原因の正確な把握がなければならない。交通事故は道路等の諸施設の不備や都市計画の不完全などが大部分の原因になつてゐるので、交通違反者は罪の自覚がないのが多い。かような

もないことができる。証人もいない
ことができる。諸君は、証人もいな
い、弁護人もいない裁判所で裁判を
受けるということを御自身で想像さ
れるならば、必ずや戦慄されてこの法律案

昭和二十九年三月十五日 参議院會議第十八号 交通事件即決裁判手続法案

に反対されるでしよう。ところが今こ

れが問題は交通事件である。そうして
正式の裁判の前の裁判であるという
理由を以て、この立法の保障
する裁判所とはいささか違つて裁判所
を作らねばならぬのであります。私
は、この例を作ることがやがて交通
事件以外の問題について、そうして又
正式裁判の前の裁判であるといふこ
とに、この例が適用されるのであ
ることを恐れるものであります。そ
ういふものができかねたから、これに反
対する勇氣といふものを持ち得る人
は、基本的人權の尊重、民主主義
裁判の擁護といふことについて、或
いは神經過敏であるといふ非難を受
けるかも知れないが、私は、さういふ非
難であるならば甘んじて受けたと思
うのです。基本的人權についての敏感、
民主主義裁判についての敏感なくして
民主主義を守ることができないと思
うからであります。

而も最後に申上げておくのは、この
法律案については、政府は良心的な予
算の措置を行なつておりません。最高
裁判所の刑事局長は、何とかやれると
言われましたが、経理局長は、甚だ困
難だといふように言われておる。これ
は裁判所並びに国会並びに会計検査
院、これらの予算について独立の権限
を持つておるものに対して、現在の大
蔵省或いは政府が尊重するといふ態度
のないことの現われの一つでもありま
す。

以上反対の理由を申し上げまして、皆
さんの慎重な考慮をお願いいたし、考
へるものでござります。

○議長(河井彌八郎) これにて討論の
通告者の発言は終了いたしました。討
論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛

昭和二十九年三月三十一日第三種郵便物認可

成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕 過半数と認めま
す。よつて本案は、可決せられまし
た。

本日の議事日程は、これにて終了し
ました。次会の議事日程は、決定
次第公報を以て御通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後一時三十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 行政機関職員定員法
の一部を改正する法律案(趣旨説
明)

一、日程第二 交通事件即決裁判手
続法案

出席者は左の通り。

議員	河井 彌八郎	佐藤 尚武君
小林 武治君	片柳 眞吉君	北 勝太郎君
梶原 茂嘉君	上林 忠次君	楠見 義男君
奥むめお君	石黒 忠篤君	加賀山之雄君
山川 良一君	森 八三三君	森田 義衛君
宮城タマヨ君	三木 義一君	三浦 辰雄君
後藤 文夫君	廣瀬 久忠君	西田 隆男君
豊田 雅孝君	中山 福蔵君	土田 國太郎君
館 哲二君	田村 文吉君	高橋 道男君
高瀬 莊太郎君	杉山 昌作君	新谷 寅三郎君
白井 男君	島村 軍次君	横川 信夫君
深水 六郎君	木村 守江君	

安井 謙君	伊能 芳雄君	小酒井 義男君	佐多 忠隆君
青柳 秀夫君	高野 一夫君	重盛 壽治君	小林 孝平君
石井 桂君	井上 清一君	久保 等君	堂森 芳夫君
関根 久蔵君	酒井 利雄君	森崎 隆子君	高田 なほ子君
佐藤清一君	柳本 亨弘君	安部キミ子君	矢嶋 三義君
谷口 弥三郎君	宮本 邦彦君	田中 一君	戸叶 武君
長島 銀蔵君	田中 啓一君	栗山 良夫君	藤原 道子君
大矢 半次郎君	石川 榮一君	小笠原三男君	菊川 孝夫君
岡崎 眞一君	石原幹市郎君	若木 勝蔵君	山田 節男君
植竹 春彦君	岡田 信次君	天田 勝正君	松本治一郎君
松岡 平市君	岡田 信次君	中田 吉雄君	三橋 八次郎君
一松 政二君	西郷 吉之助君	千葉 信君	羽生 三七君
北村 一男君	左藤 義隆君	荒木正三郎君	三木 治朗君
寺尾 豊君	中山 壽彦君	市川 房枝君	山下 義信君
山縣 勝見君	吉野 信次君	白川 一雄君	東 隆君
大屋 晋三君	津島 壽一君	松浦 定義君	最上 英子君
大野 秀次郎君	古池 信三君	武蔵 常介君	三好 英之君
伊能 繁次郎君	高橋 幸君	須藤 五郎君	寺本 廣作君
横山 フク君	西岡 衛君	八木 秀次君	平林 太一君
重政 庸徳君	小澤 久太郎君	鈴木 一君	紅露 みつ君
鹿島守之助君	木内 四郎君	上條 愛一君	千田 正君
藤野 繁雄君	青山 正一君	堀本 鐵三君	有馬 英二君
入交 太蔵君	高橋 進太郎君	菊田 七平君	笹森 順造君
仁田 竹一君	松平 勇雄君	相馬 助治君	長谷部 ひろ君
永岡 光治君	加藤 武徳君	鶴見 祐輔君	村尾 重雄君
上原 正吉君	郡 祐一君	苦米地 義三君	一松 定吉君
山本 米治君	小野 義夫君	大山 都夫君	羽仁 五郎君
平井 太蔵君	川村 松助君	大蔵 大臣	眞榮君
堀 末治君	白波 龍三君	厚生 大臣	
池田 平吉君	島津 忠彦君	農林 大臣	
湯山 男君	大和 興一君	通商産業大臣	
小林 英三君	草葉 隆國君	郵政 大臣	
黒川 武雄君	石坂 豊一君	労働 大臣	
井上 知治君	岩沢 忠恭君	国務 大臣	
木下 源吾君	内村 清次君	国務 大臣	
秋山 長造君	阿具根 登君	政府委員	
海野 三朗君	河合 義一君	総務府事務官	
岡 三郎君	龜田 得治君	(内閣総務大臣)	
小松 正雄君	永井 純一郎君	官制審議室統轄	
近藤 信一君	竹中 勝男君	参事官	
成瀬 善治君	小林 亦治君		

小酒井 義男君	佐多 忠隆君	行政管理局次長	大野 木克彦君
重盛 壽治君	小林 孝平君	行政管理局	岡部 史郎君
久保 等君	堂森 芳夫君	管理部長	三浦 寅之助君
森崎 隆子君	高田 なほ子君	法務政務次官	植木 庚子郎君
安部キミ子君	矢嶋 三義君	大蔵政務次官	正示 啓次郎君
田中 一君	戸叶 武君	大蔵省主計局長	南 好雄君
栗山 良夫君	藤原 道子君	建設政務次官	
小笠原三男君	菊川 孝夫君		
若木 勝蔵君	山田 節男君		
天田 勝正君	松本治一郎君		
中田 吉雄君	三橋 八次郎君		
千葉 信君	羽生 三七君		
荒木正三郎君	三木 治朗君		
市川 房枝君	山下 義信君		
白川 一雄君	東 隆君		
松浦 定義君	最上 英子君		
武蔵 常介君	三好 英之君		
須藤 五郎君	寺本 廣作君		
八木 秀次君	平林 太一君		
鈴木 一君	紅露 みつ君		
上條 愛一君	千田 正君		
堀本 鐵三君	有馬 英二君		
菊田 七平君	笹森 順造君		
相馬 助治君	長谷部 ひろ君		
鶴見 祐輔君	村尾 重雄君		
苦米地 義三君	一松 定吉君		
大山 都夫君	羽仁 五郎君		
大蔵 大臣	眞榮君		
厚生 大臣			
農林 大臣			
通商産業大臣			
郵政 大臣			
労働 大臣			
国務 大臣			
国務 大臣			
政府委員			
総務府事務官			
(内閣総務大臣)			
官制審議室統轄			
参事官			
田上 辰雄君			

定価 一部 十五円

送料別

発行所

東京新聞社印刷部
大蔵省印刷局
東京九段三丁目一五
電話九段三〇〇〇

三三三